

令和5年度 地域が輝く活力向上事業 募集要領

1 補助対象事業

次のいずれかに該当する事業とします。

- (1) 地域課題を解消し、地域活力の向上につながる事業
- (2) 地域資源を活用し、地域の創生につながる事業
- (3) 地域の拠点を活用し、地域内外の交流につながる事業
- (4) 地域の歴史、文化及び伝統の保存・継承事業
- (5) その他市長が地域の創生に資する取組として認める事業

※事業効果が特定の住民又は法人その他の団体のみに帰属する事業や特定の宗教活動又は政治活動を目的とした事業は補助対象事業として認められません。

※この補助金を受けようとする年度と同じ年度に、市又はその他公共団体から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている、又は受ける見込みのある場合は、補助対象となりません。

2 補助対象経費

補助対象事業を実施するために直接必要な経費のうち、次の表のとおりとします。

科目	補助対象経費の主な内容
報償費	外部専門家・外部講師への謝金、指導謝金、調査謝金等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
食糧費	地域の特産品、農林水産物加工品及びイベント時に無償で提供する食糧の購入費(事業目的と深く関わりがあり、目的を達成する上で必要不可欠なものに限ります。)
役務費	通信運搬費、イベントの広告宣伝費・保険料等
委託料	専門知識や技術等を要する業務の委託料
使用料及び賃借料	土地、建物、会議・イベント会場、自動車又は機械類の借上げ料 等
工事請負費	土地・建物・工作物の造成、製造・改造を伴う工事等
原材料費	資材の購入費等
備品購入費	機械器具、衣服等の購入に要する経費

備考

- 1 食糧費は、総事業費に100分の20を乗じて得た額又は12.5万円のいずれか少ない額を補助対象経費の上限とします。
- 2 委託料は、総事業費に100分の40を乗じて得た額又は25万円のいずれか少ない額を補助対象経費の上限とします。ただし、第2条第1項第4号に規定された事業については、この限りではありません。
- 3 補助対象事業の全部を工事請負とすることはできないものとします。
- 4 備品購入費は、総事業費に100分の40を乗じて得た額又は25万円のいずれか少ない額を補助対象経費の上限とします。ただし、第2条第1項第4号に規定された事業については、この限りではありません。

【認められない経費】

次に掲げる経費は、補助金の交付対象外とします。

- (1) 施設、設備等の維持管理費及び団体の経常的な運営に要する経費
- (2) 報酬、給料、手当その他の給与に相当する経費

3 補助対象団体

次に掲げる要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 5人以上の構成員を有し、その過半数が市内に在住している者であること。
 - (2) 市内に活動拠点を有し、かつ、市内において活動を行っていること。
 - (3) 宗教、政治又は営利活動を目的とする団体でないこと。
- ※法人又は個人は補助対象団体になることができません。

4 補助金の額

補助対象経費の5分の4以内とし、50万円を限度とします。(1,000円未満は切り捨て)

5 補助回数

同一事業への補助金の交付は、通算して3回までとします。

※令和4年度で事業終了した佐伯創生推進総合対策事業「地域活力向上枠」の補助回数を含むものとします。

6 応募

市の定める期限内に次の書類を提出してください。

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 地域が輝く活力向上事業計画書
- (3) 構成員名簿
- (4) 収支予算書
- (5) 暴力団関係者でない旨の誓約書
- (6) 見積書 ※少額の消耗品を除く
- (7) 参考資料 (カタログや仕様書など)

※提出前になるべく事前相談にお越しく下さい。担当職員から概略説明を行い、事業計画についての簡単な聴き取りを行います。

7 審査及び交付決定

非公開プレゼンテーション(持ち時間10分)による事業審査を開催します。開催期日は後日、市から申請者にお知らせします。この審査の選考結果を受けて、市長が交付の適否及び付すべき条件について決定し、申請者に通知します。

8 実績報告

事業が完了した後は、完了した日から30日を経過した日又は事業を行った年度末日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

- (1) 補助事業等実績報告書
- (2) 地域が輝く活力向上事業実績書

- (3) 収支決算書
- (4) 団体が支出したことが証明できる書類の写し(領収書等)
- (5) 事業の実施状況が確認できる書類、写真、資料、新聞記事等

9 応募や相談について

地域ごとに事業の募集や相談を受け付けています。お気軽に問合せ下さい。

- 上浦地域
上浦振興局 地域振興課 地域振興・市民サービス係 (電話 0972-32-3111)
- 弥生地域
弥生振興局 地域振興課 地域振興・市民サービス係 (電話 0972-46-1111)
- 本匠地域
本匠振興局 地域振興課 地域振興・市民サービス係 (電話 0972-56-5111)
- 宇目地域
宇目振興局 地域振興課 地域振興・市民サービス係 (電話 0972-52-1111)
- 直川地域
直川振興局 地域振興課 地域振興・市民サービス係 (電話 0972-58-2111)
- 鶴見地域
鶴見振興局 地域振興課 地域振興・市民サービス係 (電話 0972-33-1111)
- 米水津地域
米水津振興局 地域振興課 地域振興・市民サービス係 (電話 0972-35-6111)
- 蒲江地域
蒲江振興局 地域振興課 地域振興・市民サービス係 (電話 0972-42-1112)
- 佐伯地域(上記以外の地域)
佐伯市役所 地域振興課 地域振興・公共交通係 (電話 0972-22-3005)